

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の改正について  
(石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の見直し)

1 趣旨

石綿等の製造等については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号。以下「改正令」という。）により、平成18年9月1日から全面禁止されたところであるが、国内の既存の化学工業等の施設で使用される特殊な用途のガスケット等の代替化については国民の安全上の観点等から実証試験が必要であるため、その間、製造等の禁止が猶予され、改正令に適用除外製品等として掲げられているところである。

厚生労働省としては、これらの適用除外製品等についても、早期の代替化を指導してきたところであるが、平成20年4月に取りまとめられた「石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等検討会報告書」において、すべての適用除外製品等の代替化等が可能と見込まれる時期が明らかとなったところである。

この結果を踏まえ、代替化等が可能と判断されたものについては、順次改正令の改正により製造等を禁止しているところ、今般、平成22年度中に代替化等が可能と判断されたものについて、これらの製造等を禁止するため、改正令について所要の改正を行うこととする。

2 改正の内容

下記の適用除外製品等について代替化等が可能となったことから、これらの製造等を禁止する。

- (1) 石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。（2）及び（3）において同じ。）を含有するガスケットであって、改正令施行の際現に存する国内の化学工業の用に供する施設（配管を含む。以下「既存化学工業施設」という。）の設備の接合部分（300度以上の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの
- (2) 石綿を含有するうず巻形ガスケットであって、既存化学工業施設の設備の接合部分（400度以上の温度の流体である物又は次のいずれかに該当するものであって、300度以上400度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの
  - ア 亜硝酸及びその塩
  - イ 硝酸及びその塩
  - ウ 硫酸及びその塩

(3) 石綿を含有するグランドパッキングであって、既存化学工業施設の設備の接合部分（４００度以上の温度の流体である物又は次のいずれかに該当するものであって、３００度以上４００度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

ア 亜硝酸及びその塩

イ 硝酸及びその塩

ウ 硫酸及びその塩

### 3 施行期日等

(1) 公布期日：平成２３年１月上旬（予定）

(2) 施行期日：平成２３年３月１日

(3) 経過措置

ア ２（１）から（３）までの物のうち、平成２３年３月１日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第５５条の規定は適用しないものとする。

イ アに掲げるもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

(参考)

### 適用除外製品等の見直しについて

現行法令において、製造等を禁止する規定の適用が当分の間猶予されている、以下の表の現行の欄に示されている製品（適用除外製品等）を、改正後の欄のとおり改正する。

[改正点]

1 用途・条件の現行の欄の1のイ、2及び3について削除する。（下線網掛け部分）

|   | 製品名           | 用途・条件                                                  |                                                                                                              |
|---|---------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |               | 改正後                                                    | 現行                                                                                                           |
| 1 | ジョイントシートガスケット |                                                        | <u>イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 300℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの</u>                                     |
|   |               | 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大きさのもの | ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大きさのもの                                                     |
| 2 | うず巻き形ガスケット    |                                                        | <u>国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体又は 300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの</u> |
| 3 | グランドパッキン      |                                                        | <u>国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体又は 300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの</u> |
| 4 | 原材料           | 1 の製品の原料又は材料として使用されるもの                                 | 1 ～ 3 の製品の原料又は材料として使用されるもの                                                                                   |

※ 適用除外製品等は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 257 号）附則第 3 条に掲げられている。

## 適用除外製品等毎の代替可能性の検討結果

|   | 製品名                | 用途・条件                                                                          | 検討会検討結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 代替化等可能時期<br>(※については、試験結果が良好だった場合の見込) |
|---|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 | ジョイントシート<br>ガasket | イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので100℃以上の温度の流体又は3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの | <p>[100℃以上200℃未満の流体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度末までに実証試験が終了したのについては、結果が良好だったため、代替可能。</li> <li>現在も実証試験等を実施中のものについては、実証試験等の結果が良好でない場合においても、設備の変更等により対応することとしており、平成20年末までに対応可能。</li> </ul>                                                                                                 | 平成20年末                               |
|   |                    |                                                                                | <p>[200℃以上300℃未満の流体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成21年度中に代替可能。</li> </ul>                                                                                                                                                                                         | 平成21年度中                              |
|   |                    |                                                                                | <p>[300℃以上の流体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能（次の2例を除く。）。</u></li> <li><u>実証試験の結果が良好でなく、現在、別の代替品を選定中のものについては、新規実証試験の結果が良好でない場合においても、平成22年度中に設備の変更等により対応可能。</u></li> <li><u>現時点において代替品の目処がついていないものについては、平成20年度末までに代替化検討又は設備の変更等により対応可能。</u></li> </ul> | 平成22年度中                              |
|   |                    |                                                                                | <p>[3MPa以上の流体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度末までに実証試験が終了し、結果が良好だったため、代替可能。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                      | 既に代替可能                               |
|   |                    | ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500 mm以上の大きさのもの                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能（次の1例を除く。）。</li> <li>実証試験の結果が良好でなく、選定済みの代替品による新規実証試験を実施予定のものについては、その結果が得られる平成23年度中に代替可能。</li> </ul>                                                                                                                           | 平成23年度中                              |
|   |                    | ハ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの                | <ul style="list-style-type: none"> <li>現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成20年5月末に代替可能。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                 | 平成20年5月末                             |
|   |                    | ニ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度中に行った調査研究の結果を踏まえ、平成20年度以降の製造工程及び開放検査において代替品で対応可能。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     | 既に代替可能                               |

|   |                            |                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                    |               |
|---|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 2 | うず巻き<br>形ガス<br>ケット         | 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の腐食性の高い流体（pH2.0以下又はpH11.5以上のもの、溶融金属ナトリウム、黄りん又は赤りん）、浸透性の高い流体（塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス又はヨウ素ガス）、酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの | <p><u>「400℃以上の流体」</u><br/>・ <u>現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能。</u></p>                                  | 平成22年度中       |
|   |                            |                                                                                                                                                                                                       | <p>「300℃以上400℃未満の腐食性の高い流体」<br/>・ 平成19年度末までに実証試験が終了し、その結果が良好だったため、代替可能。</p>                                         | 既に代替可能        |
|   |                            |                                                                                                                                                                                                       | <p>「300℃以上400℃未満の浸透性の高い流体」<br/>・ 同上</p>                                                                            | 既に代替可能        |
|   |                            |                                                                                                                                                                                                       | <p><u>「300℃以上400℃未満の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩に限る。）」</u><br/>・ <u>現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能。</u></p> | 平成22年度中       |
| 3 | メタル<br>ジャケット<br>形ガス<br>ケット | 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの                                                                                                                                      | <p>「300℃以上400℃未満の酸化性の流体（クロム酸又はその塩に限る。）」<br/>・ 平成19年度末までに実証試験が終了し、その結果が良好だったため、代替可能。</p>                            | 既に代替可能        |
|   |                            |                                                                                                                                                                                                       | ・ 実証試験の結果、変更前の設備を前提とした代替化では対処不可能であることが判明したことから、平成20年8月中に設備の変更により対応する。                                              | 平成20年8月中      |
|   |                            |                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                    |               |
|   |                            |                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                    |               |
| 4 | グランド<br>パッキン               | イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの                                                                                            | <p><u>「400℃以上の流体」</u><br/>・ <u>現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能。</u></p>                                  | 平成22年度中       |
|   |                            |                                                                                                                                                                                                       | <p>「300℃以上400℃未満の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩に限る。）」<br/>・ 現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能。</p>               | 平成22年度中       |
|   |                            |                                                                                                                                                                                                       | <p>「300℃以上400℃未満の酸化性の流体（クロム酸又はその塩に限る。）」<br/>・ 平成19年度末までに実証試験が終了し、結果が良好だったため、代替可能。</p>                              | 既に代替可能        |
|   |                            |                                                                                                                                                                                                       | ・ 平成18年度中に行った調査研究の結果を踏まえ、平成20年度以降に竣工する潜水艦については代替品を使用して製造が可能。                                                       | 既に代替可能        |
| 5 | 断熱材                        | 国内において製造されるミサイルに使用されるもの                                                                                                                                                                               | ・ 平成20年度に実施予定の適用性試験の結果が良好であれば、平成21年度初めから代替可能。                                                                      | 平成21年度初め<br>※ |
| 6 | 原材料                        | 1～5の製品の原料又は材料として使用されるもの                                                                                                                                                                               |                                                                                                                    |               |

（注1）代替化等可能時期とは、代替化可能時期又は設備の変更等による対応が可能となる時期である。

（注2）製造等禁止措置の適用に当たっては、代替品の生産、調達等に要する期間を考慮する必要がある。